

# 子どもの貧困対策の推進について

【担当省庁】内閣府、厚生労働省、文部科学省

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」においては、すべての子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することとされている。

京都府においても、「京都府子どもの貧困対策推進計画」を策定し、教育・生活・経済的支援等の施策を実施しているところであり、その一層の推進のため、国において以下の措置を講じていただきたい。

## 学校を核としたプラットフォーム構築のためのスクールソーシャルワーカーの速やかな全校配置

京都府では、子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、学校をプラットフォームとして位置づけ、福祉関係者やNPO、自治会等によるネットワークの構築により、子どもの学習・生活支援などの総合的な施策を行うこととしている。

プラットフォームによる一体的な施策推進に当たっては、福祉等の関係機関と連携し、子どもの状況に応じた支援ができる社会福祉士などの資格を有するスクールソーシャルワーカーが中心的役割を担っていくことから、速やかな全校配置をしていただきたい。

## 高校生の修学支援

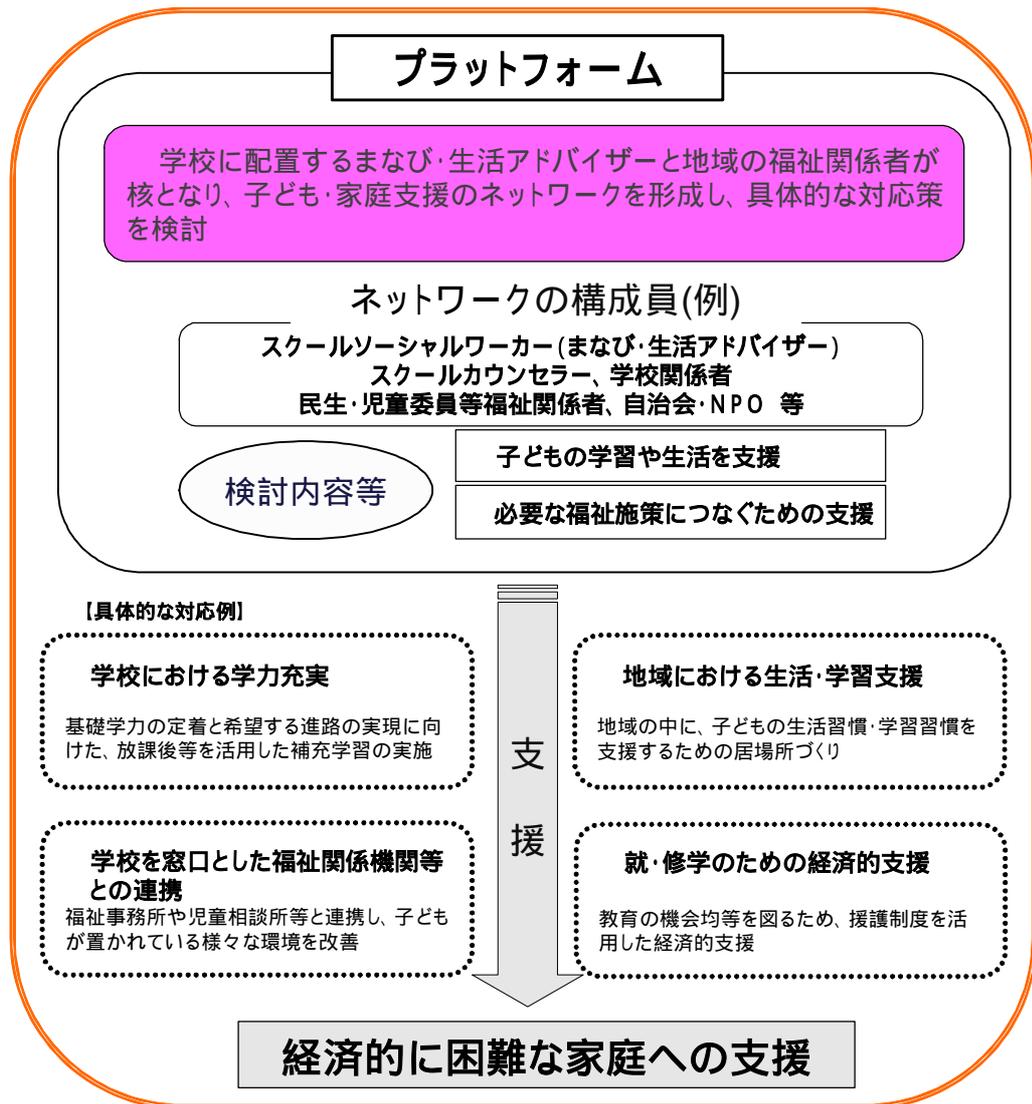
子どもたちの貧困の連鎖を断ち切るためには、高校に進学する意欲があるにも関わらず経済的理由により修学を断念する生徒を出さないことが重要である。

京都府では、国の「高等学校等就学支援金」による授業料支援に加えて、「高校生修学支援基金」(平成 26 年度終了)を活用し、「私立高等学校あんしん修学支援事業」として授業料減免事業を行っており、高校中退率が低下(20 年度 4.0% 25 年度 1.3%)するなど大きな成果を上げてきたところであり、子どもの貧困対策の観点から、教育費負担を軽減する総合的な仕組みを国において構築していただくとともに、高等学校就学支援金の増額をはじめとした支援制度を拡充していただきたい。

【現状・課題等】

### 学校をプラットフォームにするとは

子どもは将来を担う社会の宝であり、生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していきける社会が必要である。学校には、子どもや家庭の状況など多くの情報があることから、学校と福祉関係者や地域の自治会やNPO法人などが連携し、切れ目のない子どもへの支援を行う。



スクールソーシャルワーカー配置校以外の小・中学校には、まなびadの派遣で上記に準じた対応

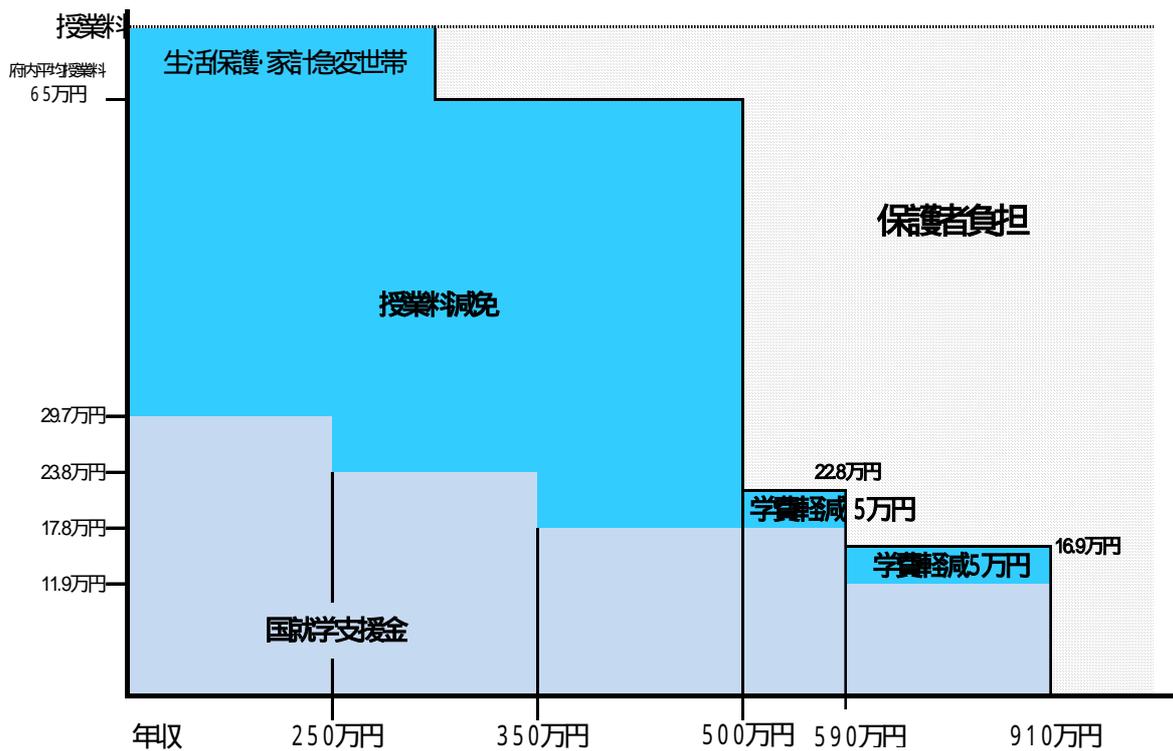
私立高等学校あんしん就学支援事業（授業料減免事業）

補助対象者

- ・ 京都府内の私立高等学校に在籍する京都府民の生徒（高等学校等就学支援金（国制度）については、京都府民以外の生徒も対象）
- ・ 保護者の収入がおおむね 500 万円未満

支給額等

- ・ 昨年度府内平均授業料（65 万円）まで無償化（なお、生活保護受給世帯、失業・倒産により家計が急変して一定所得基準以下となった世帯については、学校の授業料減免等により全額無償化）



【京都府の担当課】

健康福祉部 家庭支援課 075-414-4555  
 文化スポーツ部 文教課 075-414-4517  
 教育委員会 社会教育課 075-414-5882